

## 「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者等用駐車場を利用できる者を明確にすることによって、その適正利用を図るため、岡山県（以下「県」という。）が県内に共通する利用証（様式第1号。以下「利用証」という。）を交付し、県と協定を締結した施設の駐車場を利用できることとする「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活関連施設 岡山県福祉のまちづくり条例（平成12年岡山県条例第1号）第2条第3号に規定する生活関連施設
- (2) 施設管理者 生活関連施設を管理する者
- (3) ほっとパーキングおかやま駐車場 生活関連施設に設置する次の施設のうち、県と施設管理者とが別に定める協定を締結した駐車施設（以下「対象駐車施設」という。）
  - ア 車いす使用者用駐車施設
  - イ 施設の出入口に近い幅250センチメートル以上の駐車施設

### (駐車場の登録)

第3条 施設管理者は、その管理する駐車場について、本制度に協力しようとするときは、県に、「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度協力施設登録申出書（様式第2号）を提出するものとする。

- 2 県は、申し出に基づき、施設管理者と協定（様式第3号）を締結するものとする。
- 3 施設管理者は、可能な限り、前条第3号アに掲げる施設を確保した上で、同号イに掲げる施設を設けるよう努めるものとする。

### (施設管理者の協力)

第4条 施設管理者は、その管理する対象駐車施設に、対象駐車施設であることを示す案内標示（様式第4号）を掲示するものとする。

- 2 施設管理者は、対象駐車施設に利用証を掲示していない車両が駐車しないよう適切な管理に努めるものとする。

### (利用証の交付対象者の範囲)

第5条 利用証の交付を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とし、その基準は別表に定めるとおりとする。

- (1) 身体障害のある方、知的障害のある方及び精神障害のある方のうち歩行困難であると認められる者
- (2) 高齢や難病により歩行困難であると認められる者
- (3) 一時的に歩行困難であると認められる次の者
  - ア けが人
  - イ 妊産婦
- (4) 前各号に掲げるもののほか、医師の診断等により歩行困難のため特別な配慮が必要であると認められる者

### (利用証の交付窓口)

第6条 利用証の交付窓口は、県庁障害福祉課、県民局健康福祉部、県保健所（支所含む）、県身体障害者更生相談所及び県知的障害者更生相談所のほか、各市町村に設置するものとする。

(利用証交付の申請)

第7条 利用証の交付を受けようとする者は、利用証交付申請書(様式第5号。以下「申請書」という。)を前条に定める交付窓口に提出することにより申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、別表の交付基準に該当することが分かる書類を提示するものとする。

(利用証の交付等)

第8条 県は、第6条に定める交付窓口において第5条に該当すると認められた者に対し、利用証を交付するものとする。

2 利用証の有効期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第5条第1号及び2号に掲げる者に対し交付するもの 交付対象者としての基準に該当しなくなるまでの期間

(2) 第5条第3号アに掲げる者に対し交付するもの 1年の範囲内で必要な期間

(3) 第5条第3号イに掲げる者に対し交付するもの 妊娠7ヶ月から産後1年までの期間

(4) 第5条第4号に掲げる者に対し交付するもの 必要な期間

3 前項の有効期間満了後も引き続き利用証の交付を受けようとする者は、有効期間満了日までに前条に定める手続を行うものとする。

4 利用証の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、対象駐車施設に駐車するときには、利用証を車両前部の外側から容易に識別できる位置に掲示するものとする。

(利用証の再交付)

第9条 利用者は、利用証の紛失、破損等により再交付を受けようとするときは、利用証再交付申請書(様式第5号)を第6条に定める交付窓口に提出するものとする。

(利用証の返却)

第10条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用証の返却(様式第7号)を求めるものとする。

(1) 利用者が、対象者としての基準に該当しなくなったとき又は有効期間が満了したとき。

(2) 利用者が利用証を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は利用させたとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、利用者が対象駐車施設の管理上、不適切と判断される行為を行ったとき。

(他の自治体の利用証)

第11条 岡山県以外の自治体において、同様の制度により利用証に相当するものの交付を受けている者は、県内の対象駐車施設を利用することができる。

2 施設管理者は、岡山県以外の自治体が交付した利用証に相当するものについても、岡山県の利用証と同様に扱うものとする。

(周知)

第12条 県は、市町村、施設管理者等の協力を得ながら、対象駐車施設の適正利用について、周知に努めるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

「ほっとパーキングおかやま」 駐車場利用証交付対象者

以下の基準に該当する方で、歩行が困難な方

○身体障害のある方

区 分		等 級
視覚障害		1・2・3・4級
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	該当なし
	平衡機能障害	3・5級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害		該当なし
肢体不自由	上肢	1・2級
	下肢	1・2・3・4・5・6級
	体幹	1・2・3・5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級
	移動機能	1・2・3・4・5・6級
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害	心臓機能障害	1・3・4級
	じん臓機能障害	1・3・4級
	呼吸機能障害	1・3・4級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1・3・4級
	小腸機能障害	1・3・4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1・2・3・4級
	肝臓機能障害	1・2・3・4級

- 知的障害のある方 療育手帳の障害程度欄「A」
- 精神障害のある方 精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」
- 高 齢 者 介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1～5」
- 難 病 患 者 特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療受給者証
- け が 人 車いす、杖等の使用が必要であると認められる方
- 妊 産 婦 妊娠7ヶ月から産後1年までの方（産後は乳児同乗の場合のみ）
- そ の 他 診断書等により、駐車場の利用に配慮が必要と認められる方